宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①木村住建株式会社　②埼玉県知事(1)24310　③代表取締役　石田一樹　④㊊埼玉県草加市弁天五丁目14番10号　㊐埼玉県草加市氷川町91番地４　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県草加市氷川町91番地４　木村住建株式会社　代表取締役　石田一樹